

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

256

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

製菓衛生師試験受験資格の緩和

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。

具体的な支障事例

製菓衛生師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。

しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②製菓衛生師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、製菓衛生師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。

さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。

(参考)

関西広域連合域内において、製菓衛生師試験の受験者数は、年間約1,900人から約2,100人程度で推移。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

近年の食の安心安全に対する関心や外食志向の高まりを受け、製菓衛生師が国民の食生活において果たす役割は大きい。今回の措置で、受験希望者の負担軽減を図ることにより、受験者、免許交付数の増加を図ることができる。また、将来的に製菓衛生師資格保有者を増やすことは、製菓衛生師法の目的とする「菓子製造技術に従事する者の資質を向上させ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する」につながる。また、受験者の利便性の向上等及び試験事務に関わる者等の負担軽減につながると考える。

根拠法令等

製菓衛生師法第5条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、神奈川県、石川県、熊本市、大分県

○社会背景的にも、義務教育課程である中学校を卒業していないと考えられる者が一定数いるとは考えにくく、

中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化していると言える。仮に何らかの事情でそのような者がいたとしても、もう一方の受験資格である2年以上の実務経験又は養成施設での1年以上の単位履修により、一定の社会性や素養は担保されるものと考えられる。

以上のことから、受験資格の学歴要件は不要と考える。

(参考)

本県の製菓衛生師試験の受験者数は、年間約200人から250人程度で推移

○製菓衛生師試験の受験資格に中学校卒業以上の学歴要件が定められていることにより、卒業証明書、もしくは卒業証書の写しを原本照合の上で提出することが必要である。しかし、本市においては、平成27年の熊本地震で被災したことにより卒業証書を紛失し、卒業証明書の取得が必要な受験者が多い状況となっている。このような状況において、特に卒業施設が遠方にある場合は、卒業施設と連絡を取り卒業証明書を取得するには多くの時間を要するため、受験者への過度な負担となっていると考える。また現在の氏名が卒業証明書に記載されている氏名と異なる場合には戸籍抄本等が必要であるが、婚姻等で姓が変わることが多い女性においては、男性に比べて戸籍抄本等が必要となる場合が圧倒的に多い。戸籍抄本等の交付には手数料が発生すること、現住所と本籍地が異なり戸籍抄本等を取り寄せる場合には時間と手間を要すること等、女性の受験者への負担がより大きくなる現状は今の時代には相応しておらず、制度の改正等によって改善すべきと考える。

○本県においても、中学校卒業以上の学歴要件は形骸化していると考え。当該学歴要件を撤廃することで、卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながると思われ、本提案に賛同する。

○本県の受験者は、ほとんどが法第5条第1項の規定を満たした者であり、養成施設で1年以上知識技能を習得したことを証明する書類で卒業証明書等を添付するため、「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件を満たしている。

本県では、第5条第2項の規定に該当する者はほとんどいないが、申請者の負担軽減を考えると関西広域連合の提案している「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件の撤廃には同意する。